

2026
年度

荷主・運送事業者の皆様へ



みやぎモーダルシフト促進事業 補助金のご案内

宮城県では、仙台塩釜港や県内貨物駅を利用した輸送へのモーダルシフトに取り組む事業者に対し、補助金を交付しています。

項目	海上輸送	鉄道輸送
補助対象者	荷主 または 貨物運送事業者	
補助対象事業	トラック輸送から仙台塩釜港のコンテナターミナルを利用した海上輸送へ転換した場合	トラック輸送から県内の貨物駅を利用した鉄道輸送へ転換した場合
補助対象貨物	仙台塩釜港を新規に利用した貨物、または、前年度から利用が増加した貨物	県内の貨物駅を新規に利用した貨物、または、前年度から利用が増加した貨物
補助額	5,000円(1TEUあたり) ※40ftコンテナは10,000円	3,000円(12ftコンテナ1個あたり) 5,000円(20ftコンテナ1個あたり) 7,750円(31ftコンテナ1個あたり) 10,000円(40ftコンテナ1個あたり)
補助上限	1事業者あたり400万円	1事業者あたり100万円

- 2026年4月1日から2027年2月28日の事業対象期間内に転換した貨物が補助対象です。
- 同一の貨物について、重複して申請することはできません。
- 補助金は、予算が無くなった時点で終了します。

募集期間

申込方法

2026年4月1日(水)から2026年9月30日(水)まで

※応募状況により追加募集を行う場合があります。

電子申請 または 郵送(送付先は裏面参照)

申請フォーム <https://logoform.jp/form/GQGB/1503774>

申請様式 <https://www.pref.miyagi.jp//soshiki/kouwan/miyagi-modalshift.html>



本事業はみやぎ環境税を活用した事業です

Q 県内の事業者しか交付申請ができないのですか。

- 県外に本社がある場合であっても、県内に支店や営業所を有する場合は、県内の事業者から申請を行うことができます。また、例えば、荷主が県外の事業者であっても、輸送を行う（手配する）運送事業者が県内に事業所等を有している場合は、県内の運送事業者から交付申請を行うことができます。

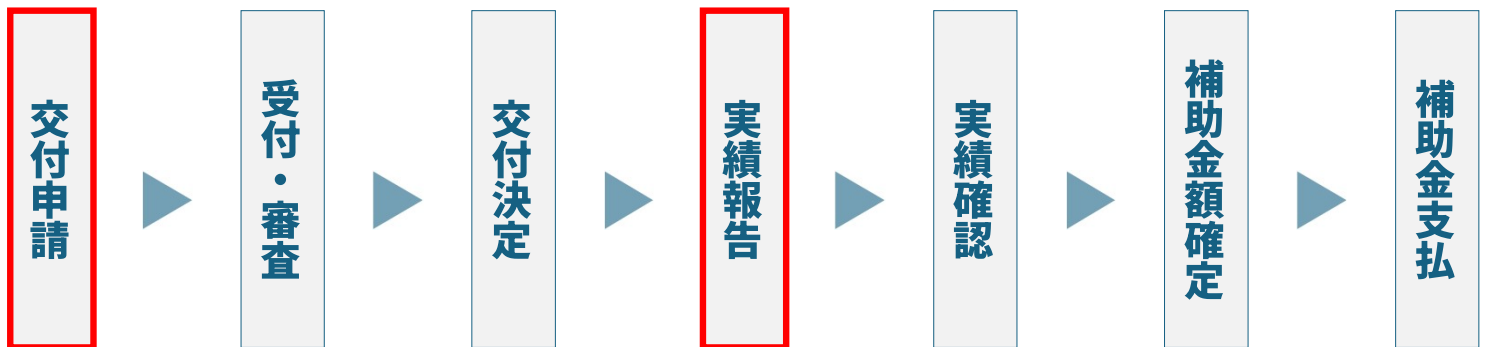
Q 荷主と運送事業者のどちらが交付申請をすればよいですか。

- どちらも交付申請が可能ですが、同一のコンテナ貨物について重複して申請することはできません。なお、運送事業者が申請する場合は、荷主の承諾を得た上で（指定様式の承諾書を提出）、申請する必要があります。

Q 交付決定前や募集期間終了後に行った輸送は、補助対象になりますか。

- 交付決定前や募集期間終了後に行った輸送であっても、事業対象期間内に実施した輸送であり、要綱に定める輸送の実績が確認できる場合には、補助対象になります。

補助金手続きの流れ



交付申請時の提出書類

- ・ 交付申請書
 - ・ 事業計画（実績報告）書及び内訳
 - ・ 県税納税証明書
 - ・ 暴力団排除に関する誓約書・役員名簿
 - ・ 会社の事業内容がわかる書類（パンフレット等）
 - ・ 転換が見込まれるトラック輸送の実績を証明する書類（輸送伝票、契約書の写し等）
- ※承諾書（運送事業者が申請者の場合）

実績報告時の提出書類

- ・ 実績報告書
- ・ 事業計画（実績報告）書及び内訳
- ・ 転換したトラック輸送の実績を証明する書類
- ・ 【海上輸送へ転換した場合】
船荷証券（B/L）の写し
- ・ 【鉄道輸送へ転換した場合】
輸送証明書（鉄道事業者による証明）
- ・ CO2削減効果算出シート
- ・ 申請者名義の預貯金通帳の写し

連絡先

宮城県土木部港湾課振興班
〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1

TEL 022-211-3221 E-mail kousin@pref.miyagi.lg.jp

URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kouwan/>

宮城県港湾課

検索

